

平成 29 年度臨時評議員会議事録

日 時 平成 30 年 3 月 23 日 (金) 14 時 00 分～14 時 45 分

場 所 グランドプリンスホテル高輪「プリンスルーム」

出席者 友永義治(陸上競技)、坂元要(水泳)、松崎康弘(サッカー)、坂井利郎(テニス)、木村新(ボート)、丸山由美(バレーボール)、二木英徳(体操)、弘田充弘(バスケットボール)、鈴木修(セーリング)、小宮山哲雄(ウエイトリフティング)、市原則之(ハンドボール)、笠井達夫(ソフトテニス)、前原正浩(卓球)、春田恭彦(馬術)、高橋清生(ソフトボール)、丹藤勇一(バドミントン)、田村恒彦(ライフル射撃)、福本修二(剣道)、浪越信夫(近代五種)、眞下昇(ラグビーフットボール)、尾形好雄(山岳・スポーツクライミング)、山口徹正(カヌー)、宮崎利帳(アーチェリー)、栗原茂夫(空手道)、建部彰弘(アイスホッケー)、本戸歳知(クレール射撃)、中村ゆり子(なぎなた)、松橋達生(ボブスレー・リュージュ・スケルトン)、野端啓夫(野球)、井上弘(少林寺拳法)、岡崎温(武術太極拳)、永田圭司(ゴルフ)、浪岡正行(カーリング)、宮本英尚(パワーリフティング)、園山和夫(グラウンド・ゴルフ)、知念かおる(エアロビック)、碓井進(ペタンクブル)、菊山直幸(中体連)、黒川光隆(スポーツ芸術)、堀部定男(体育施設)、嶋岡健治(トップリーグ)、大沢陽子(青森県)、平藤淳(岩手県)、茂木優(秋田県)、小川潔(山形県)、佐藤弘樹(福島県)、根本聡(茨城県)、飯田道彦(栃木県)、野本彰一(群馬県)、三戸一嘉(埼玉県)、青木寛(千葉県)、並木一夫(東京都)、小野力(神奈川県)、阿部徹(新潟県)、丸山隆義(長野県)、老月守(富山県)、向田和義(石川県)、石川恵一朗(静岡県)、村木啓作(愛知県)、柴田益孝(岐阜県)、木村孝一郎(滋賀県)、武田暹(京都府)、桂千恵子(大阪府)、濱田浩嗣(兵庫県)、福井基雄(奈良県)、油野利博(鳥取県)、下岡博司(島根県)、松井守(岡山県)、野村雅史(山口県)、原田俊(香川県)、分木秀樹(徳島県)、川島祥嗣(高知県)、東島敏隆(佐賀県)、荒木健治(長崎県)、佐多裕之(宮崎県)、高城国昭(鹿児島県)、渡嘉敷通之(沖縄県)、大東和美(学経)、久保博(学経)、笹部俊雄(学経)、寺澤正孝(学経)、森正博(学経)、金子正子(学経)、荒川昇(学経)の各評議員

(理事) 伊藤雅俊会長、岡本毅副会長、泉正文副会長兼専務理事、大野敬三常務理事、ヨーコゼッターランド常務理事、荒川政利、有竹隆佐、辛木秀子、河内由博、具志堅幸司、坂本和彦、坂本祐之輔、竹田恆和、田澤俊明、友添秀則、丹羽治夫、林孝彦、平田竹男の各理事

(監 事) 佐藤直子、比留間英人、村田芳子の各監事

評議員総数 125 名、うち出席 84 名で、定款第 23 条により評議員会成立。

さらに、定款第 23 条第 2 項に基づく定款の変更に関する決議を行うため、総評議員の 3 分の 2 以上の出席 (84 名) を確認。

議 案

第 1 号 議長を選出について (伊藤会長)

定款第 20 条第 3 項及び評議員会規程第 3 条に基づき、神奈川県体育協会の小野力評議員を選任することについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

その後、小野評議員を議長として議事に入った。

第 2 号 議事録署名人の選出について (小野議長)

定款第 24 条第 2 項に基づき、小野議長の他に、河内由博理事及び日本アイスホッケー連盟の建部彰弘評議員に依頼することについて、これを諮り、出席評議員全員一致で可決された。

第 3 号 平成 30 年度事業計画及び予算について

(泉副会長兼専務理事、河内事務局長)

平成 30 年度事業計画について、以下のとおり説明。

平成 30 年度事業計画は、「Ⅰ. 事業方針」、「Ⅱ. 事業内容」及び「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」を柱として作成した。

「Ⅰ. 事業方針」については、本会創立 100 周年を機に策定・公表した「スポーツ宣言日本～21 世紀におけるスポーツの使命～」の実現に向け、関係機関・団体と連携し取り組んでいく。

本会はこの「スポーツ宣言日本」の実現をミッションとし、今後 5 年間の中期事業方針として「日本スポーツ協会スポーツ推進方策 2018」を策定した。この推進方策が目指す、「誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出」、「スポーツ享受の多様化の促進」、「スポーツを核にした連携・協働の促進」の実現に向け、平成 30 年度から日本スポーツ協会の名称のもと努力していく。

また、スポーツ庁との連携・協力を進めるとともに、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会やワールドマスターズゲームズ 2021 関西の成功に向け、関係機関と連携を図り、協力していく。

「Ⅱ. 事業内容」の「<公 1>国民スポーツ推進事業」について、「1. スポーツイベント開催・競技力向上」では、国民体育大会、日本スポーツマスター

ズ、「体育の日」中央記念行事、障がい者スポーツ関係イベント、ジャパン・ライジング・スター・プロジェクトを実施する計画とした。

これらの開催にあたっては、自然環境に配慮した大会運営を推進し、環境との共生を基盤とした持続可能な社会の構築に向けた取組を積極的に推進していく。

「2.国際スポーツ交流推進」では、アジア地区スポーツ交流を従前通り実施するとともに、ASEAN 諸国におけるスポーツ推進貢献活動を行っていく。また、国際スポーツ・フォー・オール協議会（TAFISA）の計画する運動には、従前同様協力していく。

国際交流においては、交流を通じてフェアプレー精神の周知と実践を行うとともに、積極的に異文化理解を進める取組を行い、諸外国との相互理解を深め、友好・親善を図っていく。

「3. スポーツ少年団育成」では、スポーツ少年団の更なる発展を図るため、各種講習会や大会等を実施することとし、これらを通して幼児や青少年のスポーツ参加の促進を図り、子どもたちにスポーツの楽しさ、喜びを体感させるとともに、体力の向上に寄与する計画とした。特に各種講習会・研修会等では、スポーツ少年団指導者に対し、資格取得の奨励をはじめ、スポーツ少年団活動における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行っていく。

「4. 地域スポーツクラブ育成・支援」では、「総合型地域スポーツクラブ育成プラン 2018」に基づき、スポーツを核とした豊かな地域コミュニティの創造を目指し、総合型地域スポーツクラブの育成・活動支援に取り組む。

「5. スポーツ指導者育成・活用促進」では、本会公認スポーツ指導者制度に基づき、指導者養成講習会及び研修会を中心として、スポーツ指導者の養成並びに質と指導力の向上に努め、その活用及び活動の促進を図る。さらに、各種講習会・研修会等を通して、公認スポーツ指導者及び関係者に対し、スポーツ指導における暴力行為等の根絶に向けた啓発活動を行うとともに、女性アスリートの健康支援に関わる啓発やコーチングスキルの獲得・向上を目指していく。

「6. スポーツ医・科学推進」では、各種スポーツ医・科学研究に取り組むとともに、研究成果をまとめた報告書を発行する。また、ドーピング検査等の実施については、日本アンチ・ドーピング機構（JADA）及び加盟団体と連携・協力し、国民体育大会ドーピング検査を継続実施するとともに、JADA 及び都道府県体育協会との連携のもと、アンチ・ドーピング教育・啓発活動を推進していく

「7. 広報活動推進」では、広報活動基本方針及び広報規程に基づき、積極的な展開を通して、日本スポーツ協会のブランド向上を目指す。

「8. 社会貢献活動推進」では、「フェアプレイで日本を元気に」キャンペーンの積極的な展開を通じて、フェアプレー精神が周知・理解され、全国各地において相互尊敬や相互理解を推し進め、スポーツによる社会貢献活動の醸成に

努める。

なお、東日本大震災復興支援「スポーツこころのプロジェクト」、秩父宮記念スポーツ医・科学顕彰、日本スポーツグランプリ顕彰及びスポーツにおける暴力行為等相談窓口の運営を、従前同様実施する。

「9.組織体制充実・強化」では、新会館の2019年春頃の竣工を目指し、現在建設工事を執り進めている。

マーケティング事業では、「JSPO スポーツ・アクティブ・パートナー・プログラム」を推進し、賛同いただく協賛企業との連携強化と新規協賛企業の獲得に努める。また、出版物等販売事業では、「Sport Japan」及び各種教本等を販売することにより、本会の財源確保に努める。

「Ⅲ. 組織運営及び財政の確立」について、各事業の推進にあたり、本会内に設置した各委員会を中心に事業の企画・立案、実施方法等の検討を行い、効率的な運営に努めるとともに、事業評価システムを着実に実施していく。

また、女性スポーツ委員会及びアンチ・ドーピング委員会において、今後取り組むべき施策について協議していく。

各事業の遂行に際しては、加盟団体、日本オリンピック委員会をはじめとする各体育・スポーツ関係団体や東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会とも、より一層の連携を図る。

さらに、国、JKA、日本馬主協会連合会、日本スポーツ振興センター、財界等に対し、本会の推進する国民スポーツ推進事業の重要性についてより理解を得るための働きかけを積極的に行い、できる限りの援助を強く要請していく。

次に平成30年度予算について、「損益計算ベース」の予算書を提示し、以下のとおり説明。

「一般正味財産増減の部」の「経常増減の部 経常収益」について、「基本財産運用益」から「受取会費」は、ほぼ前年同額を見込み、「事業収益」は「協賛金収入」において、現行10社のオフィシャルパートナーに加えて、新たに2社の協賛が決定したため、増額計上した。

また、「広報出版収入」において、公認スポーツ指導者テキストの販売時期の変更による減額を見込んだ。

次に、「受取補助金等」については、補助・助成団体からの内定額または本会の要望額をもとに編成した。

受取補助金等の減額は、「スポーツ庁委託金」において、平成29年度スポーツ庁から受託した「運動部活動の在り方に関する調査研究事業」と「子供の運動習慣アップ支援事業」が終了すること、「スポーツ振興くじ助成金」において、「総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援」における各支援対象クラブ数の減に伴うものとなる。

以上により、経常収益の合計は、平成29年度に対し1億3千4百26万8千

円減の 41 億 2 千 4 百 87 万 3 千円を計上した。

続いて経常費用について、新会館の建設に関連し、平成 27 年度から岸記念体育会館の減価償却期間を短縮する措置を継続しているため、2 億 4 千 4 百 30 万 1 千円を計上した。

賃借料には新会館建設工事用地の借地代などを計上しているが、平成 30 年 7 月には一時借地している東京都の土地を本会が購入する予定としており、借地期間が 8 カ月から 3 カ月あまりに短縮され、前年度に対し 1 億 3 千 7 百 88 万 4 千円減の 3 億 9 千 4 百 37 万 3 千円を計上した。

租税公課については、新会館建設に伴い東京都から購入する土地の不動産取得税等を納める必要があるため、前年度に対し 1 億 6 千 9 百 76 万 1 千円増の 2 億 1 千 2 百 89 万円を計上した。

支払助成金（事業費交付金）については、総合型地域スポーツクラブ創設・自立・マネジャー設置支援における助成対象クラブ数が減となったことにより、前年度に対し 8 千 85 万 7 千円減の 6 億 3 千 44 万 7 千円を計上した。

業務委託費には、新会館への移転に伴う新オフィスの設計やネットワーク導入支援費を新たに計上し、前年度に対し 2 億 1 千 2 百 38 万 8 千円増の 9 億 7 千 83 万 1 千円を計上した。

その他各事業費の見直しや管理費の調整を図り、経常費用の合計は、平成 29 年度に対し、1 億 2 千 2 百 84 万 6 千円増の 48 億 6 千 97 万 8 千円を計上した。

結果、経常収益の合計と経常費用の合計の差である当期経常増減額の合計は、平成 29 年度に対し、2 億 5 千 7 百 11 万 4 千円減の 7 億 3 千 6 百 10 万 5 千円を計上した。

また、経常外増減の部には、経常的な事業活動以外で生じる臨時的な収益や費用を計上し、現有地立ちのきに伴う土地の収用差額については、公表されている現有地の相続税路線価をもとに、本会が独自に実勢価格予想値を試算し、その予想値と現時点の帳簿上の土地の金額 2 億 5 千 2 百 45 万 8 千円との差額となる 80 億 9 千 1 百 16 万 9 千円を計上した。

物件移転補償金について、東京都との物件移転補償契約における移転補償金であり、岸記念体育会館の解体費や会館の現在価値をもとに積算した建物再築費などが東京都の査定に基づき補償されるものであり、本会が独自に試算し、18 億 2 千万円を計上した。

経常増減の部と経常外増減の部、さらに法人税、住民税及び事業税を加えた「当期一般正味財産増減額」は、合計で 91 億 6 千 6 万 4 千円の増額を計上した。

以上のことから、「正味財産期末残高」の合計額は、平成 29 年度に対し 91 億 6 千 6 万 4 千円増の 120 億 5 千 7 百 41 万 6 千円を計上した。

また、「短期借入金限度額」については、総合型地域スポーツクラブ育成・支援関連の取組が、総額約 3 億円となることから、平成 30 年度期中における

対応資金の準備として、銀行短期借入金限度額については3億円としたい旨説明。

併せて、固定資産に計上する経費として、新会館建設に関連する新有地取得代として、76億4千9百83万1千円、新会館建設工事費・設計管理費の一部として、15億7千1百万6千円を見込む旨を説明。

以上、平成30年度事業計画及び予算並びに短期借入金限度額について諮り、原案どおり出席評議員全員一致で可決された。

第4号 定款の改定について (河内事務局長)

定款の改定について以下の通り説明。

平成29年6月23日開催の定時評議員会において、平成30年4月1日から本会の名称を日本スポーツ協会に変更することが承認され、それに伴い定款の第1条の名称、第3条の目的、第4条第1項の一部を改定することも承認された。

その後、平成30年1月10日開催の第5回理事会において、本会略称をJASAからJSPOに変更することが承認されたため、定款第1条記載の略称をJASAからJSPOに変更する。

次に、第4条第1項の事業について、平成29年6月23日開催の定時評議員会及び12月22日の決議省略によるみなし評議員会により、平成30年4月1日から変更することが承認されている。

しかし、定款記載内容が本会の公益目的事業の国民スポーツ推進事業を構成する9つの内容や定款記載の事業や本会スポーツ推進方策2018に十分対応できていない。

このことについて、内閣府からのアドバイスも得て、定款には実施事業をはじめ、スポーツ推進方策2018の内容について幅広く記載するため、第4条第1項の1号から9号については、公益目的事業である国民スポーツ推進事業を構成する9つの内容に対応させ、その他の事業を10号から12号とした。

平成30年4月1日改定施行内容	改定案	備考
(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人日本スポーツ協会といい、外国に対しては、Japan Sport Association (略称 JASA) という。	(名称) 第1条 この法人は、公益財団法人日本スポーツ協会といい、外国に対しては、Japan Sport Association (略称 JSPO) という。	略称名の変更
(目的) 第3条 この法人は、わが国におけるスポーツの統一組織としてスポーツを推進し、遍く人々が主体的にスポーツを享受し得るよう努めるとともに、フェアプレー精神を広め深めることを通して、多様な人々が共生する平和と友好に満ちた持続可能で豊かな社会の創造に寄与することを目的とする。		
(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 国民体育大会及び日本スポーツマスターズを開催すること並びに競技力の向上を図ること。 (2) 都道府県体育協会をはじめとする地域のスポーツ組織の基盤整備及び地域スポーツクラブの育成を支援すること。 (3) スポーツ指導者を育成すること。 (4) この法人が実施する各種スポーツ推進事業をはじめ、スポーツに関する普及啓発を図るための広報を実施すること。 (5) 国民スポーツ推進に関する各種表彰・顕彰事業を実施すること。	(事業) 第4条 この法人は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。 (1) 国民体育大会及び日本スポーツマスターズをはじめとした競技会、スポーツ大会及びスポーツイベントの開催並びに競技力の向上にかかわる諸事業 (2) 国際交流及び国際協力 (3) スポーツ少年団の育成、整備及び拡充並びに青少年スポーツの推進 (4) 地域スポーツクラブの育成、支援及び拡充並びに地域スポーツの推進 (5) スポーツ指導者の育成及び活用	【参考】 公1国民スポーツ推進事業 (1) スポーツイベント開催・競技力向上 (2) 国際スポーツ交流推進 (3) スポーツ少年団育成 (4) 地域スポーツクラブ育成・支援 (5) スポーツ指導者育成・活用促進

(6) 国民スポーツ推進に関する国際交流事業を実施すること。 (7) スポーツ少年団をはじめ青少年スポーツを育成すること。 (8) 国民スポーツ推進に関する研究調査並びに競技者の健康を管理すること。 (9) この法人の特別記念事業を実施すること。 (10) わが国スポーツ推進の拠点となる施設の管理運営及び賃貸を実施すること。 (11) 国民スポーツ推進に関する各種スポーツイベント事業を実施すること。 (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。	(6) <u>スポーツ医・科学に関する研究、調査及び普及啓発</u> (7) <u>この法人が実施する諸事業の広報</u> (8) <u>社会貢献活動</u> (9) <u>組織体制の充実強化及び基盤整備</u> (10) <u>施設の管理、運営、整備及び賃貸</u> (11) <u>スポーツの普及啓発にかかわる諸事業</u> (12) その他この法人の目的を達成するために必要な事業 2. 前項の事業については、本邦及び海外において行うものとする。	(6) スポーツ医・科学推進 (7) 広報活動推進 (8) 社会貢献活動推進 (9) 組織体制充実・強化
(業務) 第40条 日本スポーツ少年団は、第4条第7号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。	(業務) 第40条 日本スポーツ少年団は、第4条第1項第3号の事業、その他これに関連する事業に関して、理事会の決議に基づき実施する。	
附則 11 平成30年4月1日一部改定 (第1条、第3条、第4条第1項)	附則 11 <u>平成30年4月1日一部改定</u> <u>(第1条、第3条、第4条第1項、第40条)</u>	

また、第40条の日本スポーツ少年団の業務について、第4条第1項の変更にあわせて変更する。

附則については、平成30年4月1日から改定することを明記した。

以上、定款第1条、第4条第1項、第40条の一部を改定することと、今後本会の名称変更及び定款の改定に関連して、本会の各諸規程に記載の名称「日本体育協会」を「日本スポーツ協会」に変更すること、また、定款を含め各諸規程において文言等の修正が生じた場合の対応については、伊藤会長に一任することを諮り、原案通り出席評議員全員一致で可決された。

報告事項

1. 会務関係

- ・日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018の策定について（泉副会長兼専務理事）

日本スポーツ協会スポーツ推進方策2018（スポーツ推進2018）の策定について、以下のとおり説明。

本会は、本会が目指す方向性と具体的な施策である「21世紀の国民スポーツ推進方策」を5年ごとの中期事業方針としている。

現行の推進方策（スポーツ推進2013）は平成29年度が5年目の最終年度となり、平成29年5月から総合企画委員会企画部会の下に友添理事を座長とする作業班会議を設置し、検討を進めてきた。

平成29年10月に中間まとめを作成し、評議員をはじめ加盟団体、役員、各委員会委員に対する意見聴取を経て、平成30年1月10日開催の第5回理事会で成案となった旨、報告。

本会は創立100周年を記念して公表した「スポーツ宣言日本」をミッションとし、「公正で福祉豊かな地域生活の創造への寄与」、「環境と共生の時代を生きるライフスタイルの創造への寄与」、「平和と友好に満ちた世界の構築への寄与」を、21世紀においてスポーツが果たすべき社会的使命としている。

このスポーツ宣言日本が目指す社会像の実現に向け、今後5年間で目指す

ものとして3つの観点でまとめた。

一つ目の「誰もがスポーツ文化を豊かに享受できる環境の創出」について、スポーツ宣言日本において「遍く人々がスポーツを享受し得るように努めることは、スポーツに携わる者の基本的な使命である」としており、人種、国籍、障がいや疾病の有無、年齢、性別、経済的格差等に依らず、誰もがスポーツに親しむことのできる環境の整備は、すべてのスポーツ団体・関係者に課せられた使命となる。

本会は、様々な理由でスポーツを実施していない・実施できない層にも積極的に働きかけることにより、スポーツ参画人口の拡大とスポーツ実施率の向上、さらに共生社会の実現に貢献していく。

二つ目の「スポーツ享受の多様化の促進」について、近年、社会にスポーツと認知されていなかった身体活動がスポーツとして認知されるなど、スポーツに対して様々な関わり方や楽しみ方が求められており、新たなスポーツの普及や「表現する」、「分析する」などの関わり方にも取り組むことで、幼児から高齢者まで、その時々々の興味・関心に合わせた多様なスポーツライフスタイルを提案していく。

三つ目の「スポーツを核にした連携・協働の促進」について、前述した2つの方針の実現に向け、加盟団体をはじめ、各協力関係組織・団体、教育・体育・スポーツ分野以外の企業、団体、省庁や都道府県の行政部局と連携・協働していく必要があり、加盟関係の構築やパートナーシップの拡大を推し進め、社会課題の解決を図っていく。

これら3つの方針を実現するため、スポーツ推進事業の展開と組織・体制の充実・強化に取り組んでいく。

スポーツ推進2018は、第1章に全体的な方向性、第2章に具体的な施策、第3章に各種資料の全3章で構成している。

第2章の今後のスポーツ推進方策について、1のスポーツ推進事業の展開のうち、イベント事業として国民体育大会、日本スポーツマスターズ、クラブ事業／エリア事業としてスポーツ少年団、ソフトインフラ事業として公認スポーツ指導者の育成からその他のスポーツ推進、2の日本スポーツ協会組織・体制の充実・強化をさらに充実させることとしている。

イベント事業のスポーツによる国際交流・協力の推進において、「ASEAN諸国におけるスポーツを通じた国際協力」では、これまで青少年や指導者の交流を中心としてきたが、本会が有するノウハウやコンテンツを活用し、ASEAN諸国の生涯スポーツの基盤づくりに協力していくことを新たな取組とした。

クラブ事業／エリア事業の「地域スポーツクラブの育成・支援」において、国の第2期スポーツ基本計画にある総合型クラブの登録・認証制度の創設と中間支援組織の整備を新たな取組とした。

ソフトインフラ事業の「『ささえる』スポーツの推進」において、スポーツボランティアが日常的に活動できるよう既存のスポーツボランティア団体と連携し支援していくことや「女性スポーツの活動環境の充実・改善」を新たな取組とした。

また、「学校スポーツとの連携・協力」では、学校運動部活動を巡る諸課題に対する取組を新たに追加した。

日本スポーツ協会組織・体制の充実・強化のうち、「事業評価システムの定着とスポーツ団体への普及」では、PDCA サイクルでの事業実施を支える事業評価システムの着実な実施と加盟団体等に展開することを新たな取組とした。

第3章の資料編では、スポーツ推進2018をPDCAサイクルで検討するにあたり、スポーツ推進2013の検証と評価やスポーツ推進2018の施策と所管委員会一覧、関係資料を掲載している。

スポーツ推進2018の実現にあたり、加盟団体の協力をお願いしたい旨、説明。

2. その他

(河内事務局長)

・欠員理事の対応について

現行理事の中で学識経験理事については、定員10名に対し9名が選任されており、1名欠員となっている。

これは、担当委員会である「次期役員候補者選定委員会」において、平成28年12月から平成29年1月まで公募を実施し、理事候補者の選考作業を進めたが、適任者がいなかったことによる。

このことから、平成29年4月20日開催の第1回理事会において、候補者選定委員会による理事候補者選考作業を継続させることの承認を得た。

その後、候補者選定委員会を開催し、公募による学識経験理事候補者の募集要領等を取りまとめ、平成30年1月10日開催の第5回理事会にて承認を得て、平成30年3月23日から公募を開始したことを報告。

公募期間は平成30年4月13日までとし、応募者から役員候補者選定委員会において理事候補者を選考し、平成30年6月6日開催予定の理事会にて評議員会に推薦する旨を諮り、承認を得られた後、平成30年6月22日開催予定の定時評議員会にて選任の決議を行う。

・会議日程について

平成30年度の理事会及び評議員会の開催日程は資料のとおり予定しており、次回の評議員会は平成30年6月22日(金)14時から、品川プリンスホテルで開催予定の旨、説明。

- ・ 本会名称変更記念祝賀会について
平成 30 年 3 月 29 日（木）15 時から、東京プリンスホテル「鳳凰の間」にて開催するため、評議員各位、理事・監事各位に出席の依頼を行った。
- ・ 本日の日程について
本評議員会終了後、15 時 30 分から第 20 回秩父宮記念スポーツ医・科学賞表彰式及び同受賞祝賀会を開催するため、評議員各位、理事・監事各位に出席の依頼を行った。

以上の諸報告をいずれも了承後、14 時 45 分閉会。

本議事録の作成にかかわる職務を行った者の氏名
公益財団法人日本体育協会
総務部総務課課長 吉原 暁憲
総務部総務課係長 添谷 大輔